

各サービス付き高齢者向け住宅 施設長 様

千葉県健康福祉部高齢者福祉課長
(公 印 省 略)

令和 8 年度有料老人ホームの経営状況等の報告について（通知）

日頃、本県の高齢者福祉行政に御理解、御協力を賜り、感謝申し上げます。

さて、標記の件について、有料老人ホームの設置者は、老人福祉法第 29 条第 11 項の規定により、有料老人ホームの情報等を所在地の都道府県に報告しなければならないとされており、例年本県に御報告いただいているところです。（有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅も同様の取り扱いとなります。）

つきましては、今年度も下記のとおり関係書類の提出をお願いします。

なお、下記提出書類のうち （２）重要事項説明書については、県庁ホームページで公開します。公開にあたり支障のないよう明確に記載してください。

記

1 提出書類

（１）直近の事業年度（令和 7 年度）の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）

ア サービス付き高齢者向け住宅を運営している法人が、サービス付き高齢者向け住宅以外に他業を営んでいる場合は、他業に係る財務諸表も併せて提出すること。

イ サービス付き高齢者向け住宅を運営している企業に親会社がある場合には、当該親会社の業務に係る財務諸表 1 部を併せて提出すること。

本社等と調整し、企業グループの財務諸表 1 部を、企業グループのいずれかの社が提出していただければ結構です。

（２）重要事項説明書（令和 8 年 7 月 1 日現在の状況）

（複数の施設を開設している場合は、すべての施設について提出してください。）

（３）その他

少なくとも 3 年毎に事業収支計画の見直しを行い、財務諸表との乖離がある場合は、その原因及び対処方針等を報告すること。

2 提出部数 各 1 部

原則、ちば電子申請サービスでの提出をお願いします。

https://apply.e-tumo.jp/pref-chiba-u/offer/offerList_detail?tempSeq=61739

〒260－8667 千葉市中央区市場町 1 － 1
千葉県健康福祉部高齢者福祉課 法人指導班



3 提出期限

令和 8 年 8 月 2 1 日（金）

4 その他

- (1)「重要事項説明書」の電子ファイルは、千葉県ホームページからダウンロードできます。

千葉県ホームページ>高齢者福祉課>有料老人ホームを開設したい方へ

<http://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/service/yuuryou.html>